

綾部市立豊里中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

綾部市立豊里中学校では、生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、綾部市・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、綾部市立豊里中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

いじめの定義

（いじめ防止対策推進法第2条第1項より）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には

- (1) 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること
 - (2) AとBの間に一定の人間関係が存在すること
 - (3) AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
 - (4) 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること
- という4つの要素しか含まれていません。

第1 いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ対策委員会」の構成員は次の通りとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育主任、各学年主任、養護教諭
- 3 毎週水曜日に「生徒指導交流会」を開催し、生徒の状況や指導方針の共通理解を図る。「いじめ対策委員会」は月末水曜日に開催する。なお、緊急に必要なときはこの限りではない。

また、毎週月曜日に生徒指導主任及び養護教諭、学年生指担当が参加する生指部会を持ち、情報収集及び情報交換を実施する。

4 「いじめ対策委員会」では、次のことを行う。

- (1) 学校基本方針に基づく具体的な実施計画の作成、取組の実施、実行のチェック、取組の有効性の検証、「学校基本方針」の見直し
- (2) いじめの相談・通報の窓口
- (3) 教職員の資質能力向上のための校内研修の計画・実施
- (4) いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
- (6) 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
- (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進
- (9) 関係機関、専門機関との連携

第2 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの生徒にも起こりうるものであるとともに、どの生徒も加害者にも被害者にもなり得るものである。このことを踏まえて、全ての生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員がPTA等関係者と一体となって継続的に取組を行う。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 分かりやすく規律ある授業の推進
 - ・ 個に応じた指導の推進（少人数授業等）
 - ・ 言語活動の充実（グループ活動、表現活動）
 - ・ 指導と評価の一体化の推進
 - ・ 授業規律の徹底（ベル着・ベル準）
 - ・ 教室環境の整備
 - ・ 生徒による授業評価の活用（11月）
- (2) 自己肯定感、自己有用感をはぐくむ取組の推進
 - ・ 学校行事、特別活動における学級づくりの推進
 - ・ ピア・サポートの推進（異年齢集団行事、小中一貫、中高連携）
- (3) 豊かな心を育む取組の推進
 - ・ 道徳教育・人権教育の推進
 - ・ 体験活動・読書活動の推進
 - ・ 規範意識、コミュニケーション能力の向上
- (4) 生徒指導、教育相談の充実
 - ・ 組織体制で生徒指導、教育相談を推進し、生徒理解を深める。

- (5) いじめについて理解を深める取組の推進
- (6) いじめの防止等について、生徒の主体的な活動の推進
- (7) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進
 - ・ 校内研修の実施（年3回）
- (8) P T A等との連携
 - ・ 学年懇談会・地域懇談会の実施

第3 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日ごろからの生徒への関わりや信頼関係の構築等に努める。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 情報の集約と共有

- ・ いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策委員会」で情報を共有する。そのために、個人ノートや気になる生徒への声かけ、保健室の様子聞き取りなどを意識的・積極的に行い、メモを取ることを心がける。
- ・ 「いじめ対策委員会」で共有された情報については、各学年主任を通じて全教職員で共有する。
- ・ 緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

(2) 学期毎に全生徒を対象とした質問紙調査及び聞き取り調査・追跡調査を実施

- ・ 質問紙調査 : 6月、9月
- ・ 聞き取り調査 : 6月、9月～10月、1月
- ・ 追跡調査 : 9月～10月、1月

(3) 相談体制の整備と周知

- ・ 年2回教育相談週間を実施（6月、9月（体育祭後）～10月）
- ・ スクールカウンセラー、まなび生活アドバイザーと情報を共有する。
- ・ 校内相談窓口を設置し、生徒及び保護者に周知する。

第4 いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒の立場を第1として被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携に努める。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- (3) 「いじめ対策委員会」を中心に関係生徒から事情を聞くなどいじめの有無の確認を組織体制で行う。結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、綾部市教育委員会に報告する。
- (4) いじめられた生徒、保護者のプライバシーを守るとともにケア・支援を行う。
- (5) いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長へ向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- (6) 校内において教材化して全教職員で研修を行い、認識、指導力量を高めるとともに、いじめの再発防止、未然防止の体制を強化する。
- (7) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (8) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせるとともに、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

3 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネットいじめを誘発する通信情報端末及びシステムについての研修を推進する。
- (2) 生徒の通信情報端末の使用状況及び内容についての把握に努める。
- (3) ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- (4) 教科・領域及び日々の教育活動の中で、情報モラル教育を推進する。
- (5) 保護者との研修及び交流の場を設定する。

第5 重大事態への対応

- 1 「重大事態」が発生した場合は、直ちに綾部市教育委員会に報告し、綾部市教育委員会の指示に従って必要な対応を行う。学校が行う調査は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）、京都府及び綾部市におけるいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、「いじめ対策委員会」が被害生徒・保護者の思いを踏まえて、事実関係を明確にする。
- 2 「重大な事態」が発生した場合は、専門的知識及び経験を有した第三者も加わった調査を行い、公平性・中立性を確保するよう努める。
- 3 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

- 4 調査結果を綾部市教育委員会に報告する。
- 5 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

第6 関係機関との連携

- 1 地域・家庭との連携の推進
 - (1) 綾部市立豊里中学校PTAとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
 - ・ 研修会の実施
 - (2) いじめ調査の結果及び学校の取組について、学校運営協議会に報告する。
 - (3) 豊里地区公民館、豊里地区民生児童委員協議会等地域との連携を深め、子どもたちを健やかに育てる取組を推進する。
 - (4) いじめの防上等に関する学校基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。
- 2 関係機関との連携の推進
警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るよう努める。